

福井県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業） 公布要綱」（令和7年12月22日老発1222第3号厚生労働省老健局長通知）、「福井県財務規則」（以下、「財規」という。）、「福井県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）および「長寿福祉課所管補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇に対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対して補助を行うことを目的とする。

(交付対象等)

第3条 この補助金は、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について（令和7年12月22日付老発1222第3号厚生労働省老健局長通知）」の別紙「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、および「令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について」の別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」および別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき実施される以下の事業とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

以下の介護事業所等が、昨今の物価上昇や大規模災害などの様々な困難が発生したときにおいて、介護サービスを継続するために必要な費用を支援する。

ア 対象となる事業所および補助額

別紙1-1のとおり

イ サービス分類

別紙1-2のとおり

ウ 対象経費

【介護サービスを円滑に継続するために必要な費用※消費税は除く】

別紙1-3のとおり

【災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用※消費税は除く】

別紙1-4のとおり

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

以下の介護施設等が、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保し、介護サービスを継続して提供するために食料品の購入費等に対する支援を行う。

ア 対象となる事業所および補助額
別紙1-5のとおり

イ 対象経費
食材料費等※消費税は除く

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消費税および地方消費税
- (2) 単価 30 万円以上の備品
- (3) 設備設置工事費、建物修繕費
- (4) 他補助金・介護サービスで措置されている経費
- (5) 交付決定前に購入したもの
- (6) その他、事業趣旨に反するもの

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付の申請は、県が指定する期限までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付申請書（様式 1）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式 2）
- (3) 実施計画書 個票（事業所単位）（様式 3）

- (4) 振込口座情報 (様式4)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象となる介護事業所・介護施設等を複数有する申請者は、当該介護事業所等に係る第1項に規定する申請を一括して行うものとする。

(変更交付申請書)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式8)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。事業目的や成果等の変更がない軽微な変更(経費の配分の変更含む)および事業目的や成果等の変更がない補助金交付決定額の減額(減額する金額の大小は関わらない)の場合は、この限りではない。補助金額が増額となる場合は、補助金の変更交付申請が必要となる。

(実績報告)

第7条 この補助金の実績報告は、県が指定する期限までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金 実績報告書(様式5)
- (2) 事業所・施設別精算額一覧(様式6)
- (3) 実績報告書 個票(事業所単位)(様式7)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、介護事業者等の単位で行うものとする。

- 2 知事は特に必要と認める場合は、概算払にて補助金を交付するものとする。
- 3 補助事業者は、交付先の口座情報を銀行口座情報にて届けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式9)を、知事に提出しなければならない。

(指示および検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和8年 5月 1日から施行する。

別紙 1-1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業の対象事業所および補助額(備品購入)

事業所・施設等の種別（注1）	補助基準単価
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 1) 集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所） 2) 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 200 回以下 3) 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 201 回以上 2,000 回以下 4) 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 2,001 回以上 	<p>＜備品・設備の購入費分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1事業所あたり 20 万円 2) 1事業所あたり 30 万円 3) 1事業所あたり 40 万円 4) 1事業所あたり 50 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 1) 1月あたり延べ利用者数 300 人以下 2) 1月あたり延べ利用者数 301 人以上 600 人以下 3) 1月あたり延べ利用者数 601 人以上 	<p>＜備品・設備の購入費分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1事業所あたり 20 万円 2) 1事業所あたり 30 万円 3) 1事業所あたり 40 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護事業所 ・訪問看護事業所 ・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） ・福祉用具貸与事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・居宅介護支援事業所 	<p>＜備品・設備の購入費分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1事業所あたり 20 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	<p>＜備品・設備の購入費分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員 1 名あたり 6 千円

- 注 1
- ・通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和 7 年 4 月サービス提供分から 9 月サービス提供分までの平均により判断すること。
 - ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点の定員により判断すること。
 - ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。
 - ・各介護予防サービスは助成対象に含まない。

別紙 1-2 サービス分類

	サービス分類
訪問系サービス	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 夜間対応型訪問介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る） 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所
通所系サービス	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）
入所および居住系サービス	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム
短期入所系サービス	短期入所生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る） 認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

別紙1-3 対象経費の例

	【介護サービスを円滑に継続するために必要な費用】
訪問系サービス 通所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 など
入所および居住系サービス 通所系サービス 短期入所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費 ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

別紙1-4 対象経費の例

	【災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用】
入所および居住系サービス 通所系サービス 短期入所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ・衛生用品、医療用品等の購入等経費 ・簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ・その他災害への備えとして必要と認められる経費

別紙 1-5 介護施設等に対するサービス継続支援事業の対象事業所および補助額(食材料費)

事業所・施設等の種別（注 2）	補助基準単価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症対応型共同生活介護 (GH) ・ 短期入所療養介護（みなし指定除く） ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<p>定員一人あたり 1.8 万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 通所型サービス（第 1 号型通所事業 ※通所介護および地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る） ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション（みなし指定除く） ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	<p>定員一人あたり 0.6 万円</p>

注 2 ・ 定員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点の定員により判断すること。
 ・ 介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。